

これまでの福祉部会における主なご意見

これまでの福祉部会における主なご意見 (地域共生社会の更なる展開について①)

1 地域共生社会の更なる展開（全般）

- 地域福祉は**第3のステージ**に入っている。措置制度として確立した第1段階、措置から契約へという社会福祉基礎構造改革による第2段階。その契約も一部として踏まえつつ、地域共生社会のビジョンのもと、**共創**という新しい住民・自治体・事業者がともに連携する現在の第3段階。介護・障害・困窮・こどもの福祉諸分野に横串を刺すことから始めているが、労働・教育・住まい・地域再生等、福祉の領域にとどまらない包括的な支援体制につなげていくことが大事。
- 地域共生社会の実現、包括的な支援体制整備に向けた対応においては、**連携・協働**の強化は欠かすことができない視点。特に、地域住民同士が支え合う地域づくりの視点は、ライフスタイルや価値観の多様化を前提とした現代社会においては、理念や概念として共通認識を高めていくことが不可欠であり、こうした視点からすると、**福祉教育の推進**を図ることが一層重要。
- 地域における多様な福祉教育や活動を実行していくために、**推進役となるキーパーソン**の存在が不可欠。近年では、**社会福祉法人**が公益的な取組として、地域貢献活動を展開しているという点についても着目する意義がある。社会福祉法人のこうした公益的な取組を実施していく上でも、福祉専門職者が住民主体の地域づくりとどのように関わるのか、その専門的知識や技術を体系的に獲得できる仕組み、**人材育成**とセットで考えていくことが重要。

2 包括的な支援体制整備に向けた対応

（市町村における包括的な支援体制の整備の推進）

- 重層事業を実施しない市町村の体制強化を推進するため、**支援会議を活用**する点について賛成であるが、事務を円滑化するために開催するものではなく、よりよい支援に向けてアプローチ方法や支援手法を慎重に検討する場であることに留意が必要。
- 福祉の制度に乗る手前のところで課題があり、それをどう制度上の相談に乗せるかというところが重要。**福祉側**からの機能と、**まちづくり側**からの声がけ等の**組合せ**が包括的な支援体制を整備していく上では重要。行政でも現場でも、福祉の各分野で持っている**情報を共有**する仕組みの構築が課題。どういう工夫や対応ができるか考えていくことが大切。

これまでの福祉部会における主なご意見 (地域共生社会の更なる展開について②)

2 包括的な支援体制整備に向けた対応（続き）

（市町村における包括的な支援体制の整備の推進）

- 重層事業以外の方法で包括的な支援体制を整備しようとしている自治体が、どのような理由で重層事業を活用されていないのか、その状況を含め掘り下げることにより、包括的な支援体制整備に関する具体的な検討を実施していない自治体に対し、重層事業を活用した場合と、活用しなくても**支援体制の整備を進めている例**が示され、動き出しやすくなると考える。
- 市町村や関係者から、何をもって包括的な支援体制が整備できているのか判断が難しい、何らかの取組が必要であると考えているが具体的な検討を行っていないということも明らかになっていることを踏まえると、包括的な支援体制の整備を進めるに当たっては、理念・目的や情報、財源に加え、**事業整備の指標**を示す必要がある。
- 現場での振り返り、ナレッジを蓄積していく観点で、**AIの活用**についても検討の余地があるのではないか。
- 福祉サービスは、出生前から児童期、青年・壮年期、そして老年期、みとりまで、人の生涯において、**誰もがどこかで自分事**になる身近なことが最大の特徴。地域における包括的支援体制を構築していく上では、まず、それぞれの分野の事業がその本来業務に多大な負担が生じない範囲で、**柔軟**に活用することを考えていくことが必要。既存の施設・事業所の建物環境や人材の活用という仕組みを考えることが、現実的な方策になるのではないか。
- 包括的支援の軸となる**生活困窮者自立支援制度**について、法の対象者を現に経済的に困窮する者とする**定義規定の見直し**を期待するとともに、生活保護受給者を含めた参加支援、包括的支援の理念が後退しないよう配慮をお願いしたい。
- 包括的支援の軸となる**生活困窮者自立支援制度**について、**地域づくりのアプローチ**やその方法論を明確にしていきたい。

これまでの福祉部会における主なご意見 (地域共生社会の更なる展開について③)

(都道府県における包括的な支援体制の整備の推進)

- 規模の小さな市町村は、地域づくりを担う人材、専門職の不足が深刻。また、都道府県の伴走的な支援を通じ、**市町村のフォローアップ**を行うことが鍵。
- **関連分野との連携・協働**といったことの在り方を考える上でも、並行して**基礎自治体同士**が、同じような人口規模とか特性を持っているところが、様々試みながら学び合うといったような、都道府県を超えた枠組みも併せて検討していく必要があるのではないか。

(重層的支援体制整備事業の質の向上)

- 包括的な支援体制をどうつくるかをまず考える必要があって、その中で、必要が生じているときに重層事業に着手するべきという指摘は非常に参考になる。
- 重層事業の**質の評価**については、自治体における包括的な相談支援や多機関協働、地域づくり、参加支援等の一体的取組のほか、伴走的な支援アプローチのプロセスを評価できるものとする必要があるのではないか。
- 重層事業を行う市町村に対する国の**財政支援**について、既に事業を開始している市町村、新しく事業を開始する市町村に十分な支援が行われるよう、充実強化を図っていただきたい。

(包括的な支援体制の中でのこども・若者支援)

- こども・家庭領域から生活困窮自立相談支援機関での情報共有・引継ぎを適切に行いながら、切れ目のない継続的な支援が大事。地域の中のいろいろな制度・様々な機関と連携していく中で、**18歳以降も見据えた形での支援**が必要。
- **アウトリーチ**や信頼関係を築くまでの**コミュニケーション**などを考えると、**十分な人材を確保**する必要があり、そのための財政支援も必要。

これまでの福祉部会における主なご意見 (地域共生社会の更なる展開について④)

3 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

- 過疎地域において、マンパワー不足のために包括的支援体制の構築が難しかった自治体にとっては**非常に有効な解決策**であり、社会資源の効率化を図る有効な手法。
- 特に地域づくりについては、**コーディネーター役**の資質にかなり左右される。分野横断とか属性を問わない知識、相談、援助に関する高度なスキルが求められるので、**人材育成**が重要。全国レベルでの人材育成のプログラムの構築を要望したい。
- 人口減少地域においては人材確保が難しくなることから、**配置基準を柔軟化**することは一定理解。他方で、支援している側に負担がかかることがないように注意が必要。

4 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

- 地域共生社会を担う中核人材として、社会福祉士を政策文書に明確に位置づけていただきたい。**福祉分野以外の連携・協働**が非常に重要であり、**社会福祉士**はネットワーク機能を持っている。社会福祉士・介護福祉士等の**専門職**の活用が大切。
- 地域で孤立している方への**アウトリーチ**として、介護をハブとしてその家庭に入りつながりを持つ機能が考えられる。そうした観点から、**介護福祉士**との相談や連携機能の強化について考えていただきたい。
- 包括的な支援体制の構築に当たっては、**1人の人が多様な福祉資格**を持ちやすくすることが、今後、人口が減少していく中では重要。
- **意思決定支援**については、配慮の必要性にとどまらず、義務のような形で明確に規定する必要があると思う。

これまでの福祉部会における主なご意見 (身寄りのない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について①)

1 これまでの経緯と全体像について

- 身寄りのない高齢者等への対応は、福祉の領域を超えた**多様な主体**によって取り組むべき課題であることを前提に検討する必要がある。福祉の領域のみならず、医療や住まい、民事法に係る領域、消費者保護に係る領域など、**様々な関連分野**があることから、それらの**主体が一体となって支援**することが重要である。
- **市町村単位での支援体制**のイメージについて、現行の日常生活支援事業についても、社協が様々なコミュニティとうまく**ネットワークを構築**し、地域でつながりや仕組みが形成されていることが重要であることから、地域資源を支援体制の構築に上手く活用している**好事例の紹介**等により、身寄りのない高齢者等への対応に向けた取組の支援をしていくことが重要。
- 地域住民の**基本的権利**を守るという性格が強く、かつ、医療や住まい、戸籍など、**幅広い分野や関係機関が関わっている**ことから、**市区町村や都道府県の責任を明確化**すべき。
- 身寄りの有無自体は課題ではなく、社会構造上身寄りがないということが問題になるものの、主眼は社会的に孤立している高齢者への支援であることを踏まえ、**「身寄りのない高齢者」という表現が適切か**検討すべき。

これまでの福祉部会における主なご意見 (身寄りのない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について②)

2 新たな事業について

- 対象者については、支援を要する者の**実態**を踏まえて**柔軟な判断**を可能とする必要性。
- **利用料金**については、**原則利用者負担**ということになっており、各実施主体において設定されることが多いが、高額になりすぎないように、ある程度**上限の規制**も必要ではないか。
- **死後事務**のことまで取り扱う事業として、**継続的な伴走支援**が求められるということを前提とした事業費あるいは仕組みとすることが重要。
- 入院・入所等の手続支援や死後事務の**業務負担**をできるだけ**軽減**するため、支援にかかる**法的なサポート体制の整備**について、新たな事業を実施する実施主体に任せるのではなく、**国や自治体が支援**する必要があるのではないかと。
- 実施にあたっては、社協における、担い手になることへの負担や、人材育成・業務負担の懸念に対し、**丁寧な説明や十分な検討期間**を設けるべきではないか。その際、**意思決定の支援を担う人材**として、権利擁護に関する知見だけでなく、認知症のある高齢者等への支援に関する十分な経験がある、地域における介護福祉士をはじめとする**福祉専門職の活躍**が考えられる。
- **無低**ということであれば、**第二種社会福祉事業**であったとしても、社会福祉法第24条第2項の「**地域における公益的な取組**」として、社協以外の社会福祉法人においても**社協と連携**して取り組むべき。
- 事業の性質を踏まえ、事業実施の際は、行政への届出のみではなく、参入事業者が専門性や人員配置・経営基盤等の要件を備えていることも必要と思われ、自治体による事前の**チェック体制の構築**について検討すべき。
- 新たな事業の**実施主体**について、**居住支援法人や地域包括支援センター、地域密着型の介護保険のサービス事業所等**が実施していくことが重要。その際、死後事務等の専門的な問題への対応については丁寧に検討すべき。
- **民生・児童委員**が身寄りのない高齢者等を事業の**実施主体へつなげる**ことができるような**現場のサポート**も重要ではないか。
- 現行の日自事業の支援の対象や支援内容が異なり、また事業実施に民事法等、高度な知識や専門性が求められることから、日自事業とは**別な新たな枠組みの実施**も含めて検討すべき。
- 地域福祉の推進を阻害することのないよう、新たな事業は自治体や社会福祉法人が公共サービスとして取り組むものという誤解を生まないようにするべき。

これまでの福祉部会における主なご意見 (身寄りのない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について③)

3 生活困窮者自立支援制度における対応について

- **身寄りのない生活困窮者を対象として位置づける**ことは重要。安心して暮らせるためには、住居の確保は必要不可欠であり、住宅確保給付金の支給要件の緩和や支給期間の延長についても検討すべき。

4 中核機関の位置付け等について

- **中核機関の機能**として、コーディネートを行う業務のみならず、緊急性を要する場合の**具体的な支援**を含める必要はないか。
- 中核機関の法律上の**名称**については、浸透している「**中核機関**」という文言を含めるべきではないか。
- 市町村及び中核機関の業務の一部となる、**家庭裁判所からの意見照会**について、その全容が不透明な状況であるところ、市町村の人的な資源や保有する情報が限られている中で、体制や応答能力に見合った制度となるよう、**照会の基準等を明確化**するとともに、実現可能性について十分に検討すべき。

これまでの福祉部会における主なご意見 (社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について)

1 社会福祉連携推進法人制度の見直しについて

- 社会福祉連携推進法人制度に関する今回の見直しを通じ、**経営持続よりも地域持続**、踏みとどまるというよりも足を踏み出す、そうした流れを強くしていくことが重要。制度創設当初は、人材の確保・育成のために共同で研修を行う等、経営を持続させる守りの側面が強かった。全体の人口が減少する中、**機能集約型の新たな事業こそ、社会福祉連携推進法人には相応しい**。今回の提案のように、社会福祉連携推進法人が事業を始められるようにする、土地・建物の有効活用に関われるようにすることで、例えば、地域の保育、介護、医療を繋げていく、様々な事業に関わってきた法人が連携していけるようになる。そうした流れを作り出す制度設計としていただきたい。
- 社会福祉連携推進法人が、地域の実情に応じて福祉サービスを提供することで、地域のセーフティネットの機能の維持・拡充が図られる場合には、**社会福祉事業の実施を可能とすべき**。その際、第一種社会福祉事業は、第二種社会福祉事業と違って、経営適正を欠いた場合に、利用者の人権擁護の観点から非常に問題が大きいことを踏まえると、**第一種社会福祉事業の実施は可能とすべきではない**。
- 社会福祉連携法人が社会福祉事業を行うことを可能とする見直しについては、**人材の確保と経営の安定により、福祉サービスの安定供給につながるもの**と、大変期待。
- 社会福祉連携法人制度自体をどういうふう to 地域で活用していくのかということも含めて、これを**幅広く伝えていく**というところも大切。
- 社会福祉事業を認めた後についても**継続できるような経営計画を確認**する等、長期的にその地域において福祉ニーズが消滅しないような配慮があわせて必要。
- 社会福祉連携推進法人が社会福祉事業を行うとした際の**税制面での優遇措置について検討が必要**。

2 既存施設の土地・建物の有効活用について

- 社会福祉法人が解散した場合の**残余財産の帰属先として地方公共団体を追加する**点について、このような形で進めていただきたい。
- 社会福祉法人が解散した場合の残余財産の帰属先として地方公共団体を追加する点については、**制度の設計やその運用に当たり、社会福祉事業の担い手の問題、自治体の財政状況等にも十分留意**する必要がある。

これまでの福祉部会における主なご意見 (災害に備えた福祉的支援体制の対応)

1 災害福祉支援の現状等について

- 能登半島地震の経験を踏まえ、専門性を持った介護福祉士による**在宅復帰支援**や**食支援**、社会福祉士による次の行き先を決める**場の調整**等、災害時における**福祉分野の支援の必要性は非常に大きい**と考える。
- これまでの災害において、地域包括支援センターや生活困窮者の自立相談支援機関等が災害時に十分に機能してこなかった原因として、災害時の高齢者や障害者・困窮者等への**支援に対する主体性**が十分でなかったことが考えられる。災害基本法等の一部改正により、**福祉の防災**という観点が加えられたことは非常に重要。
- 職員をDWATに派遣する余力が不足している福祉現場も多い。内閣府や今後設置される見込みである防災庁と連携しながら、**DWAT派遣事業者への配置基準や公定価格等の面での支援策を検討する必要がある**。

2 災害福祉支援の現状・論点について

- 福祉サービスの提供体制の維持等の方策として高い効果が見込まれる**施設間応援派遣**について、地域福祉計画に載せるべきではないか。
- DWATの活動を救助法の枠組みで考えた場合には、応急期の支援に特化されやすいことが想定されるところ、**長期的な支援期間を確保**する観点から、**地域福祉計画等に位置づけ**ながら検討することが重要。なお、地域福祉計画の記載事項の検討にあたっては、**どのように実効性を確保するか**踏まえることが重要。また、**策定にかかる事務負担の軽減**等も考慮すべき。
- 地域福祉計画の中に防災の観点を加える際、**既存の地区防災計画等との連携**も視野に入れて検討すべき。
- **都道府県における災害福祉支援の強化**に向け、都道府県地域福祉支援計画において災害時の役割を位置づけることは効果的。
- DWATの登録者名簿の作成にあたっては、大規模災害発生時は**避難所・施設間応援派遣双方の人材需要が同時に発生する**点を考慮して作成すべき。また、施設間応援対応を想定して登録した者が避難所へ派遣される等の混乱が生じないようにすべき。
- 災害福祉支援においては**発災時の初動が重要**であり、避難所が設置されてから、DWATによる福祉サービス提供の体制が整うまでの間、自動的に発動される介護等のニーズへの対応体制を確保しておくことが必要。

これまでの福祉部会における主なご意見 (災害に備えた福祉的支援体制の対応)

2 災害福祉支援の現状・論点について（続き）

- 初動の対応の適切な実施にあたって、**法制度の整備は不可欠**であり、日頃から社会福祉法人等に勤務する職員を中心に構成されるDWATの派遣体制の実現には非常に効果的と考えられる。その際、DWAT派遣終了後も含めた**福祉サービス提供体制のシームレスな継続性**を担保していくことが重要。
- **訓練**について、都道府県を越えた**広域的な実施**や、福祉従事者を養成する**教育機関等を組み込む**ことも検討すべき。
- 災害時における福祉サービスの提供体制の一層の強化に向け、福祉系大学等の学生等、教育との連携や、地域包括支援センターの活用等、様々な組織が連携して迅速に体制づくりを行う**ネットワークの構築が重要**。
- 災害時の福祉施設やサービスの**機能回復のための人材確保**をどのようにしていくかについても検討すべき。
- 平時からの福祉的な支援体制づくりを中心的に担う生活困窮者自立支援制度の支援員等の福祉従事者に対して、災害ケースマネジメントを中心とした**被災者生活再建支援に関する研修機会**を確保すべき。
- **災害福祉支援の特有性**に鑑み、**被災経験が少ない地方自治体**においても適切に体制づくりを行うための研修や、他地域からの応援を受け入れるための**受援の体制づくり**が重要。その際、自治体の主体性や固有の状況を勘案することも重要。
- **福祉サービスの特性である長期的な支援等**も踏まえ、**DWATの役割や射程範囲**について改めて精査すべき。
- 国全体に影響を与えるような巨大な災害に対しては、災害福祉支援ネットワークの中央センターに加え、都道府県の災害福祉支援の拠点を設けることが非常に重要。**国及び都道府県における災害福祉支援センターの設置**を法定化すべき。

これまでの福祉部会における主なご意見 (共同募金事業の見直しについて)

- 今後、クラウドファンディングやネット上の募金の比重が増していく中、共同募金事業はこのままではそれらの一手段に過ぎない存在となる懸念がある。**赤い羽根共同募金の歴史やシンボルとしての役割は重要**であり、特別な募金として形を残していく必要がある。ネット上の募金についてはそれに応じたオンライン上での赤い羽根を配布する等、**募金の実感を持てるようなファンディングのシステムの検討**が重要ではないか。